百々裏話（13）

おもてあきら

遊行柳

室町末期の観世座の太鼓打に、似我（観世）与左衛門国広という名人がいた。この人は多くの伝書を残しているが、能楽研究所にも永禄十二年の奥書のある、下間少進旧蔵の国広自筆太鼓伝書が所蔵されている。その本に次のような記事がある。

一、遊行柳　先むかしは打伝たる事無レ之、親候者打始たる能也。西行桜を下心に持て打べしといへり。西行桜は朽木ながら花も咲候能也。遊行柳は朽木の花もさかぬ能に候。西行桜よりはくすみたる能に候。然間はやしより花をもさかせ申候。

これが面白いと思つていたら、更に次のような、遊行柳の成立年代を伝える興味ある記事があつた。

一、遊行柳　観世次郎権守作候能也。永正十一年に、新黒谷にて道見勧進有。其時初て此能を仕候。大こ宗撾打初候。近比面白能也と申候。宗撾思案如レ此候。……

右にいう次郎権守とはもちろん信光のことである。彼の通称は小次郎であるが、晩年に権守となつた頃には、幼名の如く聞える小次郎を嫌つたものか、専ら次郎権守と称したらしい。彼の唯一の自筆文書と思われる永正八年筆の曲舞（曲名未詳、大日本史料の写真による）にも「観世次郎権守信光」と署名している。道見とは第七代の観世大夫元広である。観世が永正十一年に新黒谷（京都東郊）で勧進能を催したという記録は他に見当らないが、これは当時の史料として最も有力な「実隆公記」の永正十一年の記事が不完全なのをはじめ、史料が無いだけのことで、別に否定する材料も存在しない。宗撾とは、国広の父の次郎太夫国忠の法名である。宗撾の伜の国広が永正十一年（一五一四）から五十五年後の永禄十二年（一五六九）に記録したのが右の記事であるから、これはかなり信頼し得る史料であると思われる。遊行柳が信光作であることは、能本作者注文はじめ諸資料が一致していて、定説である。なお右の記事は、必らずしも能楽研究所本に特有なものではなく、他の国広伝書にも見えており、観世宗家所蔵の室町末期筆と思われる遊行柳の古写謡本にも、虫喰の為不明瞭ではあるが同内容のことが附記されている。

さて、遊行柳が永正十一年信光作であるという国広伝書の記事は、能作者としての信光研究上、すこぶる注意すべき新資料である。信光作と信じ得る能には、船弁慶・羅生門・張良・龍虎・玉井・皇帝などの、劇的であるとか、ショー的であるとか言われる一群と、遊行柳・胡蝶・吉野天人などの、所謂幽玄能の範疇に属する一群と、二つの傾向が見られるのであるが、後者を代表しているのが遊行柳である。この遊行柳が、信光の歿した永正十三年の二年前、八十才の最晩年に作られているということから、信光の能に見られる二つの傾向が、必らずしも同時にあつたのではなく、若年から壮年にかけてショー的な能を主として作り、晩年になつて世阿弥的な幽玄能を志向していたと想像することが可能となるであろう。国広伝書の遊行柳の記事のみを基にしている限り、この想像は早急のそしりをまぬがれまいが、信光研究に於いて見落されていた一側面を捉えるための糸口となる面白い想像ではないかと考えている。

船橋

申楽談儀「万事かゝり也」の項に、

恋のおもに……此のうは色あるさくらに柳の乱れたるやうにすべし。船ばしなどは、せめてふるまうたる松の風になびきたるやうにすべし……

とある。これは船橋の演出についての世阿弥の見解を示す貴重な記事であるが、右の文は傍点部に解釈上いろいろと問題があり、甚だ厄介なところである。従来の四博士の読み方を列挙すると次の如くである。

A　責めて、古まうたる松の……（吉田）
B　迫めて振舞うたる、松の……（野上）
C　責めて振舞うたる、松の……（能勢）
D　責めて、古ばうたる松の……（川瀬）

このうち、ABCは、吉田本の「せめてせめて」と重なつている正しくない本文（小杉本の誤写か吉田本の誤植が原因である）に基づいており、実は「責めて責めて」或は「迫め

て迫めて」なのである。いずれにせよ、「せめて」と「ふるまうたる」との解釈について相違がある訳である。

まず「ふるまうたる」の解釈であるが、Dが「古ばうたる」の表記の不完全なものと推測して本文を改めてしまったのも、Aが「ふる」の右に「古」の字を宛てながら「？」を付しているのも、「ふるまうたる」が松の形容語としては耳なれない言葉であるからであろう。BCが「振舞う」と宛てて上に続けたのは、「せめてせめて」という本文に拠っているため、上に続ける方がすっきりすると判断されたことがより大きな理由ではあろうが、松の形容語として「ふるまうたる」が耳なれないことも幾分の理由にはなっていると思われる。しかし、樹木の形容語として「ふるまふ」なる語は室町語として確かに存在している。天正十五年春藤六右衛門自筆鼓伝書（宝山寺蔵）に次の一文が見える。

只太山の松の、二葉よりしづかにのどかにそだちて、次第〳〵に雨露霜雪のめぐみをうけて、自然に苔むしちぢみて、枝つきふるまひて、ためざるに其かんあり。

この用例で見ると「ふるまふ」はただの古ぼける意ではなく、古色を帯びるというような意味らしい。これに「たる」が接続した「ふるまひたる」のウ音便が「ふるまうたる」であろう。この用例と、「振舞たる」とするのでは、世阿弥の他の「振舞」の用例と合致しないことを根拠として、私はA説に賛成し、「古まうたる松の」と読みたい。

Aの「責めて」もBの「迫めて」も、「せめてせめて」という正しくない本文に基づくことは前述した通りであるが、「序をば序と舞ひ、せめをばせめと」などいう用例から考えると、結局は同じ意味であつても、「責めて」を宛てる方が良いかと思う。又、「せめて」一語が正しい本文であるから、「せめて」を副詞と見ることも可能である。「せめて一万円あつたら」という場合の「せめて」である。どちらを採るかは「古まうたる松の風になびきたる」という譬喩をどう理解するかに関係するが、この譬喩は砕動風鬼の特質と限界とを同時に示しているように、私には思われる。古色を帯びた松が折れそうで折れないところに砕動風鬼らしい風情があるのであり、それを折ってしまう荒さは、もはや世阿弥の禁止した力動風鬼なのではなかろうか。

申楽談儀にはもう一つ船橋についての記事があり、それには

さのゝ船ばしはこん本でんがくの能也。然をかきなをさる。むかしのう也しを、でんがくもしければ、久（しき）能也。

とあるから、世阿弥改作以前の船橋は、甚だ古くから伝わつた曲らしい。能作書には船橋を砕動風の代表曲としてあげてあり、世阿弥の改作は力動風の鬼を砕動風に改めることに主眼があつたのであろう。

（33・3・3）



能・お茶の御写眞

観世写真部

前島良彦
前島久男

芝白金今里町七七番
電話大崎(44)五〇〇九番